河 長 環 農 第 228-4 号 令 和 7 年 1 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

河内長野市長 西野 修平

	市町村名 (市町村コード)	河内長野市		
		(272167)		
	地域名 (地域内農業集落名)	加賀田地区		
		(石仏上、石仏中、石仏下、加塩、西浦、塚、車作、矢伏、中山、神納、加中、加上、唐久谷、東部、小井関、尾崎、新町)		
	協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月20日	
			(第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、加賀田川沿いの細長く連なる農地からなる地区であり、傾斜地が多いことから、農作業効率は良好 と言えず、農用地区域は小規模である。

当地区では、高齢化(70歳以上が67%)と後継者不足(後継者未定が91%)により耕作放棄地が増加しているとともに、水路の老朽化に加え、水利組合員が減少している。また、野生鳥獣による農作物被害も多い。

# (2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農・協業化の促進や、地域内外から担い手を受け入れることで、農地の有効活用を図るとともに、農道や水路の整備を行うことで営農環境の改善にも努める。また、地形的・気候的条件を活かした米や野菜の栽培や加工品の開発、有機農業への取組みを行うことで、地域の活性化を図る。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

/ ·C-3.07/M.Q				
	区域内の農用地等面積	38.5 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面	ī積 38.5 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記	B載事項】 ha		

# (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例第18条に基づき指定された農空間保全地域 (生産緑地を除く)内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	主に認定農業者や新規就農者の耕作面積の拡大を促進し、担い手への農地集積を図る。また、集落営農、協業化を推進する。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	農地貸借が発生した際は、地権者の意向にも配慮しつつ、原則として農地バンクに貸し付ける。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	景観に配慮しながらも、必要に応じて、農道や水路の改修を進め、農作業の効率化と営農環境の改善に努めて
	いく。 担い手の高齢化及び後継者不足により、今後さらなる農地の荒廃が危惧されることから、石仏地域において
	一は、新たな担い手を誘致をはかり、高収益化農業を目指すため、基盤整備を進める。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	農業の技術・知識の習得への支援を図るとともに、生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援を行う。
	また、就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援を行う。
	外部からの新規就農者を積極的に受け入れ、育成するとともに、地域の空き家の斡旋等も行い、多様な担い手の変化、地域、の京美に取り組む。
	の確保、地域への定着に取り組む。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	協業化、共同作業の仕組みづくりを検討する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ① 自獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 ☑ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	1 イノシシ等の有害鳥獣から農作物への被害を防止するため、防護施設の設置や被害対策の構築を図る。
	⑪今後も、地域での話し合いを継続する。